



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 個人のファンド投資

昨今の貯蓄から投資への流れに係らず、個人の方でもファンドへの投資というのは昔から広く行われています。しかしながら、一口にファンドといっても、投資信託を指している場合や投資事業組合を指している場合など様々で、その投資から得た損益についての税務上の取扱いは、一般的には非常に分かりにくいものとなっています。

金銭の分配時にのみ所得認識すべきもの、あるいは金銭分配の有無にかかわらず所得認識する必要があるものなど、投資形態によって取扱いが異なりますので、確定申告にあたっては注意が必要です。

そこで今回は、投資形態として代表的と思われる組合、投資信託に関する個人の税務についてまとめました。

投資形態	根拠法	損益の取込時期	損益の取込方法	所得区分
任意組合	民法 667	組合の計算期間終了時の属する年 (毎年1回以上一定の時期に損益を計算し、組合員への個々の損益の帰属が損益発生後1年以内である場合)	①総額方式 (収入、支出、資産、負債を分配割合に応じて認識) ②中間方式 (収入、支出を分配割合に応じて認識) ③純額方式 (利益または損失のみ分配割合に応じて認識)	① 組合財産を直接有している場合と同様(不動産、事業、山林、雑の他、譲渡、配当など) ② ①とほぼ同様 ③ 組合の主たる事業の内容に従って不動産、事業、山林、雑のいずれか (組合が株や債券への投資を行っていても配当や利子とはならない) 組合事業からの不動産所得が損失である場合には損失取込が制限される場合あり
投資事業 有限責任組合	投資事業 有限責任 組合法	(所基通 36・37 共-19 の 2)		
有限責任事業組合	有限責任 事業組合法			
匿名組合	商法 535	利益の場合には、実際の金銭の分配の有無にかかわらず、その計算期間の末日損失の場合には、匿名組合契約の終了時 なお、損失の生じた年度以降の年度において利益が生じた場合は、損失を填補した後の利益の額が収入金額となる	特になし	雑所得。 但し、重要な業務執行者の場合には事業所得またはその他の各種所得 (所基通 36・37 共-21)
信託(受益者等課税信託)	信託法	暦年 (所基通 13-2)	直接保有している場合と同様(所基通 13-3)	直接保有している場合と同様
契約型投資信託 (証券投資信託)	投信法	分配時、償還時、譲渡時 (計算期間ごとに損益を取り込む必要はない) (所法 13①但書)	特になし	利子所得、配当所得、譲渡所得

紙面の都合上、原則、例外などのすべての取扱いを記載しているわけではないため、確定申告をされる際には、上表を参考にしつつも、税理士等の専門家にご相談ください。

また、信託については、類型が非常に多岐にわたるため、代表的なものとして受益者等課税信託と証券投資信託についてのみ記載しています。

(担当:小松)